

免許漁業漁場一覽

令和5年9月1日現在

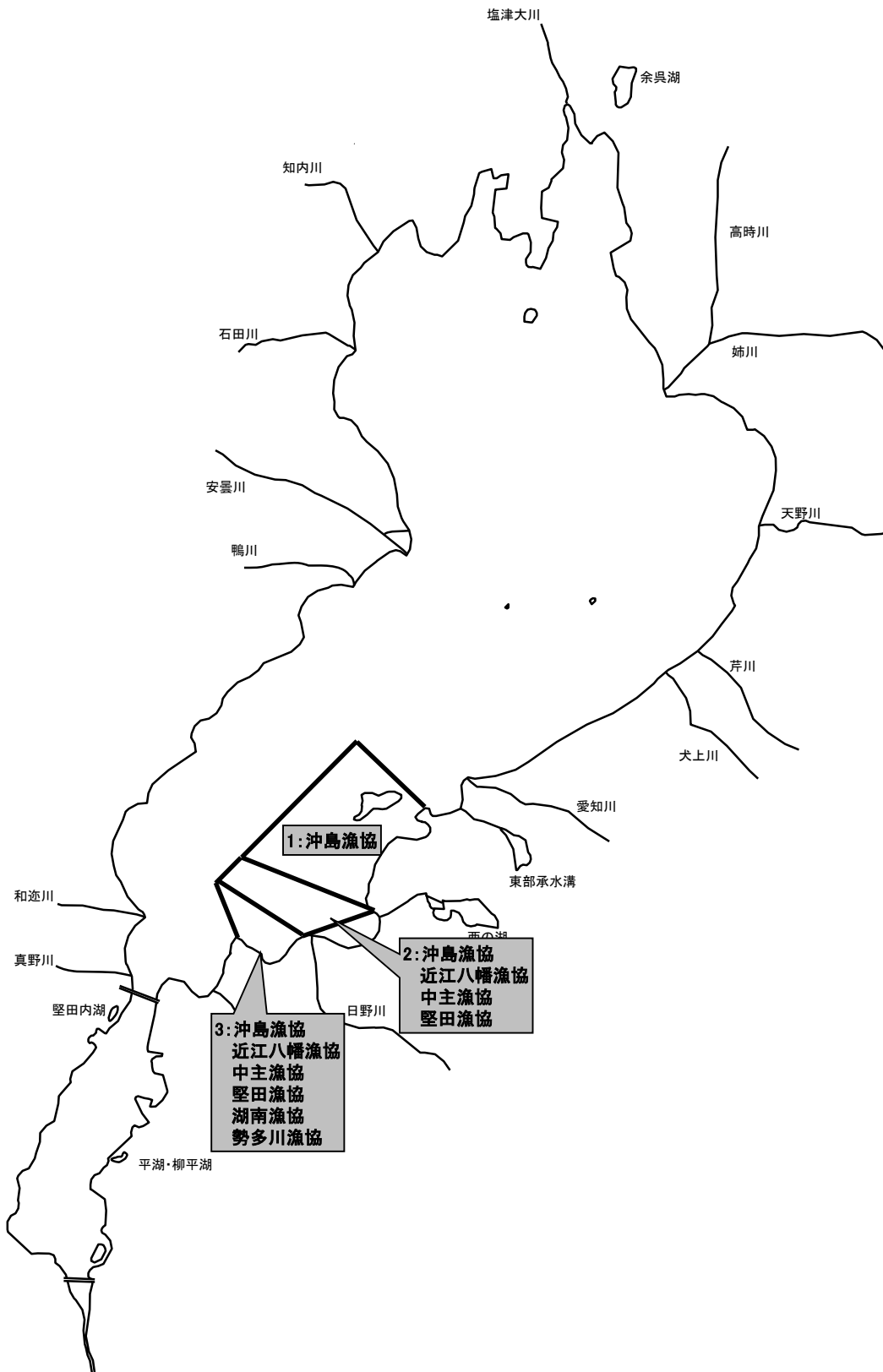
滋賀県農政水産部水産課

琵琶湖海区の部

I 共同漁業權

1. 第一種共同漁業

図一 琵琶湖海区 第一種共同漁業



1. 第一種共同漁業

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共第1号	近江八幡市地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分19.5秒東経136度05分26.2秒 (イ)北緯35度14分13.6秒東経136度02分52.0秒 (ウ)北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒 (エ)北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒	第1種共同漁業権(しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	沖島漁業協同組合	近江八幡市沖島町	-
共第2号	近江八幡市、野洲市地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒 (イ)北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒 (ウ)北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒 (エ)北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒	第1種共同漁業権(しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	沖島漁業協同組合 近江八幡漁業協同組合 中主漁業協同組合 堅田漁業協同組合	近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市堅田一丁目～二丁目、本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、衣川一丁目～三丁目、真野一丁目～六丁目、野洲市のうち旧中主町の区域	-

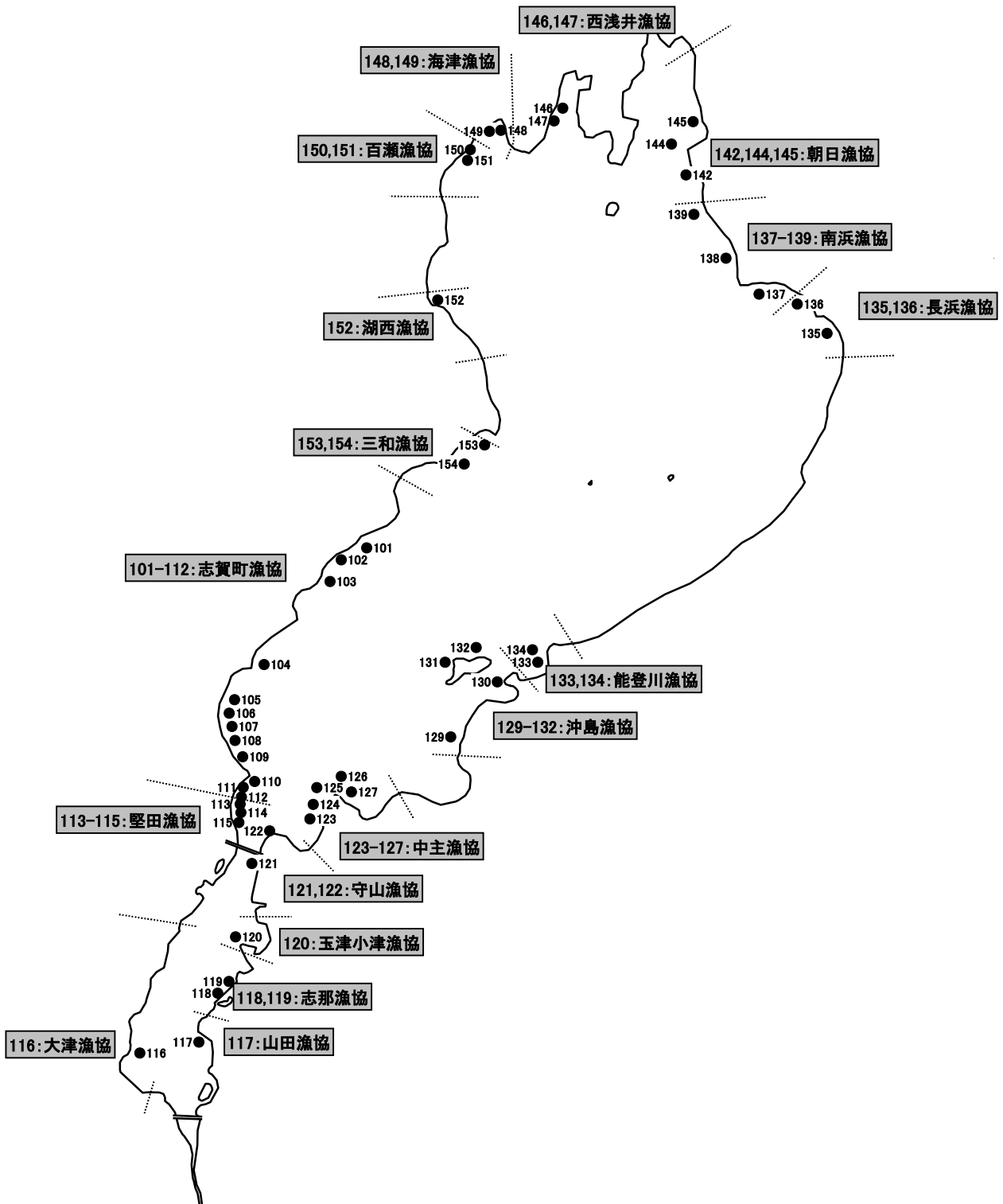
免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共第3号	近江八幡市、野洲市地先	次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分33.6秒東経135度59分13.4秒 (イ)北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒 (ウ)北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒	第1種共同漁業権(しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	沖島漁業協同組合 近江八幡漁業協同組合 中主漁業協同組合 堅田漁業協同組合 湖南漁業協同組合 勢多川漁業協同組合	近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市、野洲市のうち旧中主町の区域	-

2. 第二種共同漁業

(1) 小型定置網漁業

(2) やな四手網漁業

图一 琵琶湖海区 第二種共同漁業（小型定置網漁業）



2. 第二種共同漁業
 (1) 小型定置網漁業

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 101号	高島市鵜 川地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度16分04.4秒東経135度59分40.5秒 (イ)北緯35度15分53.9秒東経135度59分50.5秒 (ウ)北緯35度16分03.8秒東経136度00分04.2秒 (エ)北緯35度16分12.5秒東経135度59分54.9秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鵜川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。
共 第 102号	大津市北 小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 (ア)北緯35度15分37.4秒東経135度58分57.8秒 (イ)北緯35度15分26.2秒東経135度59分05.7秒 (ウ)北緯35度15分35.3秒東経135度59分22.5秒 (エ)北緯35度15分45.3秒東経135度59分12.3秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鵜川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 103号	大津市北 小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度15分03.5秒東経135度58分37.6秒 (イ)北緯35度15分10.0秒東経135度58分30.4秒 (ウ)北緯35度15分14.5秒東経135度58分33.2秒 (エ)北緯35度15分11.4秒東経135度58分43.7秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。
共 第 104号	大津市南 比良地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分53.0秒東経135度56分28.1秒 (イ)北緯35度12分47.8秒東経135度56分42.2秒 (ウ)北緯35度12分28.3秒東経135度56分21.9秒 (エ)北緯35度12分41.9秒東経135度56分15.5秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。

免許 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 105号	大津市八 屋戸地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線 とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度11分16.1秒東経135度55分04.7秒 (イ)北緯35度11分13.2秒東経135度55分14.4秒 (ウ)北緯35度11分19.5秒東経135度55分16.7秒 (エ)北緯35度11分22.3秒東経135度55分07.4秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。
共 第 106号	大津市八 屋戸地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 (ア)北緯35度10分47.7秒東経135度55分17.4秒 (イ)北緯35度10分54.0秒東経135度55分02.7秒 (ウ)北緯35度10分58.6秒東経135度55分05.9秒 (エ)北緯35度10分56.7秒東経135度55分20.0秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 107号	大津市和 邇北浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度10分28.3秒東経135度55分12.0秒 (イ)北緯35度10分32.1秒東経135度55分10.4秒 (ウ)北緯35度10分38.8秒東経135度55分27.0秒 (エ)北緯35度10分28.6秒東経135度55分29.7秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。
共 第 108号	大津市和 邇北浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度10分07.5秒東経135度55分29.8秒 (イ)北緯35度10分12.4秒東経135度55分38.2秒 (ウ)北緯35度10分18.5秒東経135度55分32.2秒 (エ)北緯35度10分09.8秒東経135度55分24.5秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 109号	大津市和 邇中浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分45.0秒東経135度55分37.4秒 (イ)北緯35度09分47.5秒東経135度55分34.8秒 (ウ)北緯35度10分00.3秒東経135度55分45.7秒 (エ)北緯35度09分52.1秒東経135度55分52.9秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。
共 第 110号	大津市和 邇今宿地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分16.4秒東経135度56分06.5秒 (イ)北緯35度09分12.2秒東経135度56分19.8秒 (ウ)北緯35度09分04.3秒東経135度56分13.1秒 (エ)北緯35度09分14.0秒東経135度56分03.8秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 111号	大津市和 邇今宿地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 (ア)北緯35度08分55.8秒東経135度56分09.5秒 (イ)北緯35度08分42.1秒東経135度56分06.8秒 (ウ)北緯35度08分49.8秒東経135度55分47.6秒 (エ)北緯35度09分02.3秒東経135度55分53.1秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 112号	大津市小 野地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線 とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分44.5秒東経135度55分34.0秒 (イ)北緯35度08分39.1秒東経135度56分07.8秒 (ウ)北緯35度08分26.5秒東経135度56分04.6秒 (エ)北緯35度08分34.6秒東経135度55分33.1秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志賀町漁業 協同組合	大津市のうち旧志賀 町の区域および高島 市鶴川、勝野	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 113号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分15.7秒東経135度55分44.9秒 (イ)北緯35度08分16.3秒東経135度56分05.3秒 (ウ)北緯35度08分24.4秒東経135度56分05.2秒 (エ)北緯35度08分20.9秒東経135度55分44.9秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	堅田漁業協同組合	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第 114号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度07分58.3秒東経135度55分49.2秒 (イ)北緯35度08分02.2秒東経135度55分46.9秒 (ウ)北緯35度08分11.6秒東経135度56分04.5秒 (エ)北緯35度08分04.1秒東経135度56分08.5秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	堅田漁業協同組合	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 115号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度07分44.5秒東経135度55分51.6秒 (イ)北緯35度07分50.0秒東経135度55分50.6秒 (ウ)北緯35度07分54.8秒東経135度56分12.4秒 (エ)北緯35度07分46.7秒東経135度56分14.0秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	堅田漁業協同組合	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第 116号	大津市柳が崎地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度01分51.0秒東経135度52分07.2秒 (イ)北緯35度01分55.7秒東経135度52分28.2秒 (ウ)北緯35度01分42.7秒東経135度52分27.2秒 (エ)北緯35度01分38.2秒東経135度52分09.4秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	大津漁業協同組合	大津市打出浜、島ノ関、浜大津一丁目～五丁目、浜町、三井寺町、観音寺、尾花川、茶が崎、錦織一丁目～三丁目、錦織町、際川一丁目～四丁目、唐崎一丁目～四丁目、下阪本一丁目～六丁目、比叡辻一丁目～二丁目、苗鹿一丁目～三丁目、雄琴一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 117号	草津市北 山田町地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度01分53.9秒東経135度54分46.8秒 (イ)北緯35度01分51.0秒東経135度54分32.7秒 (ウ)北緯35度01分58.9秒東経135度53分54.9秒 (エ)北緯35度02分07.6秒東経135度54分25.7秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	山田漁業協 同組合	草津市北山田町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 118号	草津市志 那町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度03分13.6秒東経135度55分21.9秒 (イ)北緯35度03分18.8秒東経135度55分02.4秒 (ウ)北緯35度03分09.0秒東経135度54分47.2秒 (エ)北緯35度02分53.0秒東経135度54分43.5秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志那漁業協 同組合	草津市志那町、志那 中町、下寺町、下物 町、下笠町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 119号	草津市下 寺町、志那 中町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度03分27.0秒東経135度55分38.9秒 (イ)北緯35度03分34.0秒東経135度55分25.4秒 (ウ)北緯35度03分52.1秒東経135度55分28.9秒 (エ)北緯35度04分02.1秒東経135度55分32.4秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	志那漁業協 同組合	草津市志那町、志那 中町、下寺町、下物 町、下笠町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 120号	草津市下 物町地先	次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度04分30.4秒東経135度55分54.0秒 (イ)北緯35度04分52.8秒東経135度55分54.1秒 (ウ)北緯35度05分01.8秒東経135度56分01.9秒 (エ)北緯35度04分56.6秒東経135度56分15.4秒 (オ)北緯35度04分42.4秒東経135度56分04.3秒 (カ)北緯35度04分31.4秒東経135度56分05.1秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	玉津小津漁 業協同組合	守山市赤野井町、杉 江町、山賀町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 121号	守山市水 保町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度06分59.0秒東経135度56分26.9秒 (イ)北緯35度07分00.8秒東経135度56分02.3秒 (ウ)北緯35度07分13.2秒東経135度56分08.7秒 (エ)北緯35度07分05.3秒東経135度56分30.8秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	守山漁業協 同組合	守山市木浜町、今浜 町、水保町、川田町、 小浜町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 122号	守山市今 浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度07分26.4秒東経135度56分15.8秒 (イ)北緯35度07分50.6秒東経135度56分33.6秒 (ウ)北緯35度08分10.1秒東経135度57分05.5秒 (エ)北緯35度08分07.2秒東経135度57分30.3秒 (オ)北緯35度07分49.2秒東経135度57分28.2秒 (カ)北緯35度07分51.3秒東経135度57分05.6秒 (キ)北緯35度07分18.8秒東経135度56分31.7秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	守山漁業協 同組合	守山市木浜町、今浜 町、水保町、川田町、 小浜町	小型定置網 の統数は4 統以内とす ること。 漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 123号	野洲市吉 川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度07分47.0秒東経135度58分41.1秒 (イ)北緯35度08分03.7秒東経135度58分16.9秒 (ウ)北緯35度08分10.2秒東経135度58分22.8秒 (エ)北緯35度07分53.5秒東経135度58分47.0秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	中主漁業協 同組合	野洲市吉川、守山市 小浜町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 124号	野洲市吉 川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分09.7秒東経135度58分44.8秒 (イ)北緯35度08分22.8秒東経135度58分22.1秒 (ウ)北緯35度08分29.9秒東経135度58分26.7秒 (エ)北緯35度08分16.9秒東経135度58分49.4秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	中主漁業協 同組合	野洲市吉川、守山市 小浜町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 125号	野洲市吉 川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分42.1秒東経135度58分36.7秒 (イ)北緯35度08分48.6秒東経135度58分42.8秒 (ウ)北緯35度08分33.6秒東経135度59分00.9秒 (エ)北緯35度08分27.2秒東経135度58分54.9秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	中主漁業協 同組合	野洲市吉川、守山市 小浜町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 126号	野洲市吉 川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分41.9秒東経135度59分07.2秒 (イ)北緯35度08分44.0秒東経135度59分17.2秒 (ウ)北緯35度08分59.7秒東経135度59分12.0秒 (エ)北緯35度08分57.8秒東経135度58分53.6秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	中主漁業協 同組合	野洲市吉川	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 127号	野洲市吉川、菖蒲地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分40.1秒東経135度59分25.4秒 (イ)北緯35度09分00.1秒東経135度59分32.0秒 (ウ)北緯35度09分03.0秒東経135度59分55.6秒 (エ)北緯35度08分36.0秒東経135度59分46.9秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	中主漁業協同組合	野洲市吉川、菖蒲、須原	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第 129号	近江八幡市沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度10分20.9秒東経136度03分31.1秒 (イ)北緯35度10分12.5秒東経136度03分28.8秒 (ウ)北緯35度10分14.4秒東経136度03分06.4秒 (エ)北緯35度10分30.6秒東経136度03分11.5秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	沖島漁業協同組合	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 130号	近江八幡 市白王町 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度11分56.3秒東経136度05分01.1秒 (イ)北緯35度12分04.3秒東経136度04分40.3秒 (ウ)北緯35度12分11.2秒東経136度04分45.4秒 (エ)北緯35度12分03.1秒東経136度05分03.9秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	沖島漁業協 同組合	近江八幡市沖島町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 131号	近江八幡 市沖島町 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 (ア)北緯35度12分23.6秒東経136度03分14.6秒 (イ)北緯35度12分21.5秒東経136度02分53.4秒 (ウ)北緯35度12分37.7秒東経136度02分54.0秒 (エ)北緯35度12分28.0秒東経136度03分14.6秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	沖島漁業協 同組合	近江八幡市沖島町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 132号	近江八幡 市沖島町 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分38.8秒東経136度03分57.0秒 (イ)北緯35度12分55.2秒東経136度03分45.5秒 (ウ)北緯35度13分00.0秒東経136度04分06.0秒 (エ)北緯35度12分42.1秒東経136度04分06.0秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	沖島漁業協 同組合	近江八幡市沖島町	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 133号	東近江市 栗見新田 町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 (ア)北緯35度12分21.0秒東経136度05分59.1秒 (イ)北緯35度12分35.7秒東経136度05分46.8秒 (ウ)北緯35度12分42.0秒東経136度05分57.8秒 (エ)北緯35度12分27.3秒東経136度06分10.1秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	能登川漁業 協同組合	東近江市のうち旧能 登川町の区域	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 134号	東近江市 栗見出在 家町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分51.1秒東経136度06分08.3秒 (イ)北緯35度12分44.4秒東経136度05分57.1秒 (ウ)北緯35度12分59.0秒東経136度05分44.3秒 (エ)北緯35度13分05.7秒東経136度05分55.5秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	能登川漁業 協同組合	東近江市のうち旧能 登川町の区域	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 135号	長浜市田 村町、高橋 町、下坂浜 町、平方 町、朝日町 地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度21分17.5秒東経136度16分39.9秒 (イ)北緯35度21分17.1秒東経136度16分22.1秒 (ウ)北緯35度22分04.9秒東経136度15分59.5秒 (エ)北緯35度22分23.8秒東経136度16分05.3秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	長浜漁業協 同組合	長浜市のうち旧長浜 市の区域	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 136号	長浜市公園町、南呉服町、祇園町、相撲町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度22分39.1秒東経136度15分34.3秒 (イ)北緯35度22分33.6秒東経136度15分15.7秒 (ウ)北緯35度22分58.0秒東経136度14分35.6秒 (エ)北緯35度23分14.2秒東経136度14分37.3秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	長浜漁業協同組合	長浜市のうち旧長浜市の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第 137号	長浜市南浜町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度23分13.0秒東経136度13分58.4秒 (イ)北緯35度22分53.6秒東経136度13分49.7秒 (ウ)北緯35度22分57.5秒東経136度13分29.9秒 (エ)北緯35度23分14.7秒東経136度13分36.6秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	南浜漁業協同組合	長浜市のうち旧びわ町の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 138号	長浜市八木浜町、下八木町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度23分57.9秒東経136度12分23.6秒 (イ)北緯35度24分08.4秒東経136度12分13.7秒 (ウ)北緯35度24分18.6秒東経136度12分33.9秒 (エ)北緯35度24分10.1秒東経136度12分42.1秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	南浜漁業協同組合	長浜市のうち旧びわ町の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第 139号	長浜市安養寺町、益田町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度24分41.9秒東経136度11分16.7秒 (イ)北緯35度24分49.2秒東経136度11分12.1秒 (ウ)北緯35度25分00.3秒東経136度11分31.7秒 (エ)北緯35度24分52.9秒東経136度11分36.3秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	南浜漁業協同組合	長浜市のうち旧びわ町の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 142号	長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度26分07.9秒東経136度11分42.7秒 (イ)北緯35度26分06.6秒東経136度11分30.9秒 (ウ)北緯35度26分22.8秒東経136度11分15.1秒 (エ)北緯35度26分24.2秒東経136度11分26.9秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	朝日漁業協同組合	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 144号	長浜市湖北町尾上地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分19.7秒東経136度10分31.7秒 (イ)北緯35度27分29.4秒東経136度10分39.0秒 (ウ)北緯35度27分19.4秒東経136度10分59.4秒 (エ)北緯35度27分09.6秒東経136度10分52.1秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	朝日漁業協同組合	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 145号	長浜市高 月町片山 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分40.4秒東経136度11分23.6秒 (イ)北緯35度27分37.4秒東経136度11分00.1秒 (ウ)北緯35度27分48.7秒東経136度10分58.3秒 (エ)北緯35度27分51.7秒東経136度11分21.8秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	朝日漁業協 同組合	長浜市のうち旧湖北 町朝日地区(湖北町 山本、湖北町五坪、大 光寺町、湖北町田中、 湖北町海老江、湖北 町延勝寺、湖北町今 西、湖北町津里、湖北 町石川、湖北東尾上 町、湖北町尾上)及び 同市高月町西野、高 月町片山	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。 漁具の延長 は500m以内 とすること。
共 第 146号	長浜市西 浅井町大 浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度28分15.4秒東経136度06分38.4秒 (イ)北緯35度28分12.0秒東経136度06分53.7秒 (ウ)北緯35度28分18.3秒東経136度06分55.4秒 (エ)北緯35度28分21.7秒東経136度06分40.0秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	西浅井漁業 協同組合	長浜市のうち旧西浅 井町の区域及び同市 木之本町大音、木之 本町飯浦、木之本町 山梨子、木之本町田 居、木之本町北布施、 木之本町赤尾	漁具は漁船 の航行に配 慮し設置す ること。

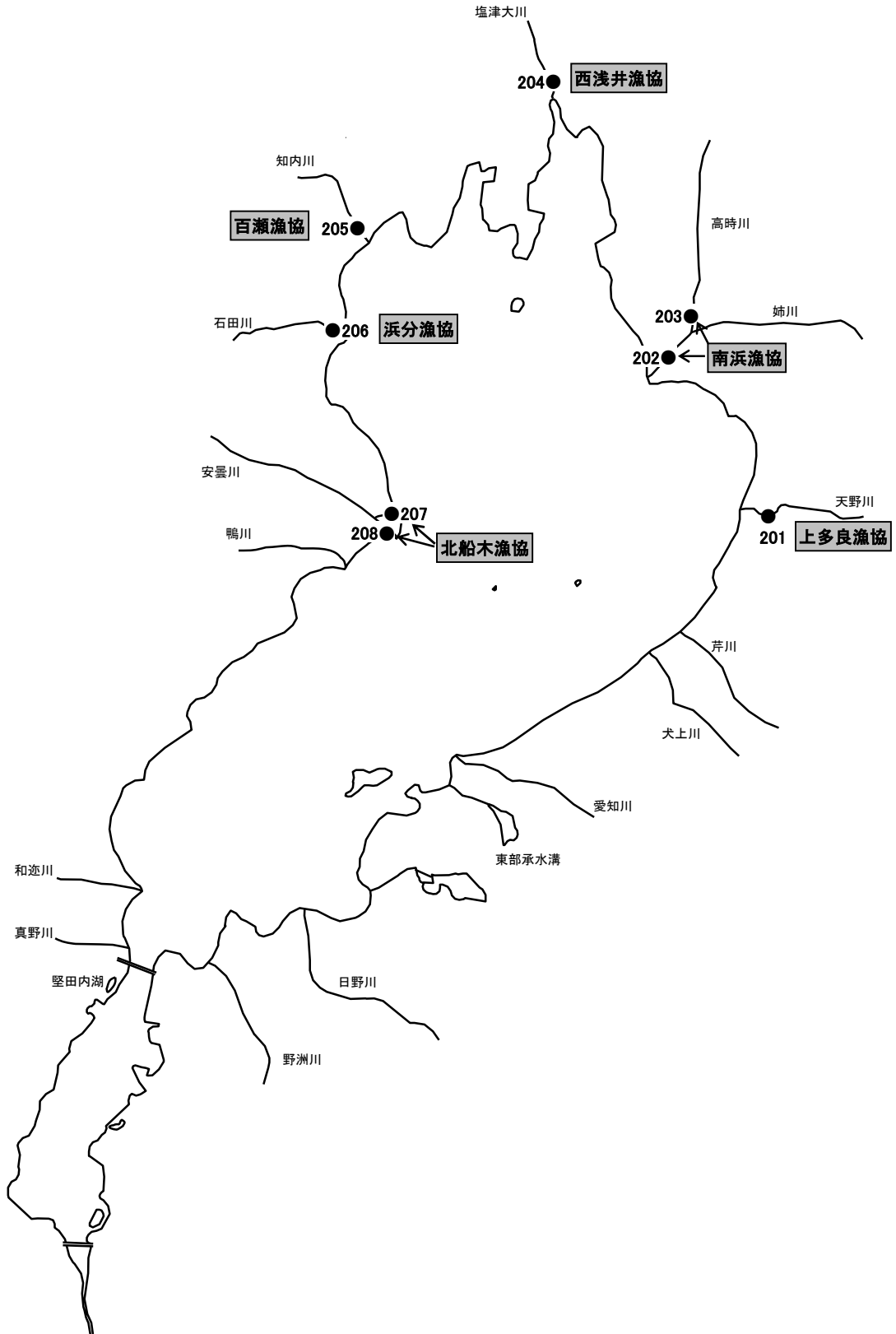
免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 147号	長浜市西 浅井町大 浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分59.4秒東経136度06分25.5秒 (イ)北緯35度27分58.5秒東経136度06分31.0秒 (ウ)北緯35度27分50.7秒東経136度06分28.5秒 (エ)北緯35度27分51.3秒東経136度06分24.4秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	西浅井漁業 協同組合	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 148号	高島市マ キノ町海 津地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分35.5秒東経136度04分30.9秒 (イ)北緯35度27分41.9秒東経136度04分29.8秒 (ウ)北緯35度27分41.0秒東経136度04分49.2秒 (エ)北緯35度27分34.6秒東経136度04分50.5秒	第2種共同 漁業権(小 型定置網 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	海津漁業協 同組合	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 149号	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分23.8秒東経136度04分32.9秒 (イ)北緯35度27分19.5秒東経136度04分17.8秒 (ウ)北緯35度27分37.3秒東経136度04分08.2秒 (エ)北緯35度27分41.6秒東経136度04分23.2秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	海津漁業協同組合	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第 150号	高島市マキノ町知内地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分08.9秒東経136度03分34.9秒 (イ)北緯35度27分02.4秒東経136度03分57.3秒 (ウ)北緯35度26分56.7秒東経136度03分56.6秒 (エ)北緯35度27分02.6秒東経136度03分36.0秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	百瀬漁業協同組合	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 151号	高島市マキノ町知内地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度26分52.3秒東経136度03分21.9秒 (イ)北緯35度26分41.3秒東経136度03分30.3秒 (ウ)北緯35度26分38.8秒東経136度03分25.2秒 (エ)北緯35度26分51.8秒東経136度03分15.3秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	百瀬漁業協同組合	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 152号	高島市新旭町饗庭地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度22分58.6秒東経136度02分13.2秒 (イ)北緯35度22分55.1秒東経136度02分17.3秒 (ウ)北緯35度22分42.5秒東経136度02分15.4秒 (エ)北緯35度22分40.7秒東経136度02分29.2秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	湖西漁業協同組合	高島市新旭町饗庭、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町安井川、新旭町旭、新旭町新庄	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 153号	高島市安曇川町南船木地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度18分55.0秒東経136度03分58.0秒 (イ)北緯35度18分57.4秒東経136度04分11.5秒 (ウ)北緯35度18分39.9秒東経136度04分15.6秒 (エ)北緯35度18分36.9秒東経136度04分06.5秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	三和漁業協同組合	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第 154号	高島市安曇川町横江浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度18分04.6秒東経136度03分10.8秒 (イ)北緯35度18分15.5秒東経136度02分48.7秒 (ウ)北緯35度18分34.5秒東経136度03分12.0秒 (エ)北緯35度18分17.2秒東経136度03分26.7秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	三和漁業協同組合	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

図一 3 琵琶湖海区 第二種共同漁業（やな四手網漁業）



(2) やな四手網漁業

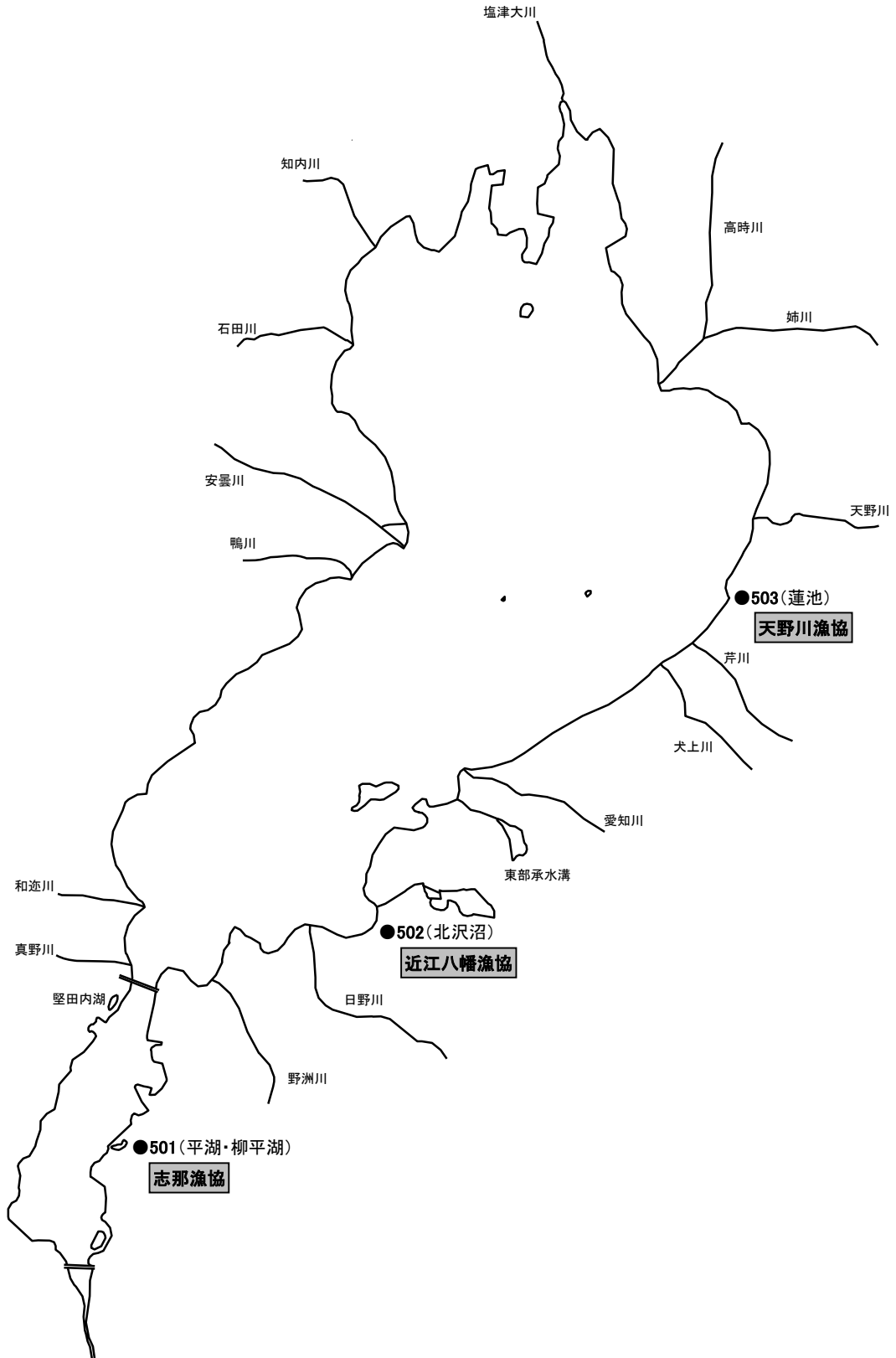
免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 201号	米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先天野川	天野川筋、米原市上多良に設置された旧朝妻筑摩田用水取入口堰堤から下流同市朝妻筑摩にある朝妻橋までの区域	第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	上多良漁業協同組合	米原市上多良	操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。
共 第 202号	長浜市南浜町地先姉川	姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流50mから下流川尻までの区域	第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	南浜漁業協同組合	長浜市南浜町	操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。
共 第 203号	長浜市落合町地先高時川	高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の下流100mから下流70mまでの区域	第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	南浜漁業協同組合	長浜市落合町	操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 204号	長浜市西浅井 町塩津浜地先 大川	大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字下河 原地先に設置された田用水野田湯堰 から下流同市西浅井町塩津浜地先野 田橋までの区域	第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、 うぐいやな漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	西浅井漁業 協同組合	長浜市西浅 井町塩津浜、 西浅井町岩 熊	操業期間中、20日に1日以上 簀を撤去すること。
共 第 205号	高島市マキノ 町知内地先 知内川	知内川筋、高島市マキノ町知内地先、 県道海津今津線の大川橋の上流150m から下流川尻までの区域	第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、 うぐいやな漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	百瀬漁業協 同組合	高島市マキ ノ町知内	操業期間中、20日に1日以上 簀を撤去すること。
共 第 206号	高島市今津町 浜分地先石田 川	石田川筋、高島市今津町浜分地先、浜 分橋の下流77mから下流川尻までの 区域	第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、 うぐいやな漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	浜分漁業協 同組合	高島市今津 町浜分	操業期間中、20日に1日以上 簀を撤去すること。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 207号	高島市安曇川 町北船木地先 安曇川（北流）	安曇川（北流）筋、高島市安曇川町北 船木地先、北川橋の上流 300mから下 流川尻までの区域	第 2 種共同漁業権 （あゆ、ます、はす、 うぐいやな漁業、あ ゆ四手網漁業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日 まで	北船木漁業 協同組合	高島市安曇 川町北船木	操業期間中、20 日に 1 日以上 簀を撤去すること。毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に コアユ 30,000 尾以上をやな の上流へ放流すること。
共 第 208号	高島市安曇川 町北船木、安 曇川町南船木 地先安曇川 （南流）	安曇川（南流）筋、高島市安曇川町北 船木地先、本庄橋の上流 550mから下 流川尻までの区域	第 2 種共同漁業権 （あゆ、ます、はす、 うぐいやな漁業、あ ゆ四手網漁業）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日 まで	北船木漁業 協同組合	高島市安曇 川町北船木	操業期間中、20 日に 1 日以上 簀を撤去すること。毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に コアユ 70,000 尾以上をやな の上流へ放流すること。

3. 第五種共同漁業

図一 4 琵琶湖海区 第五種共同漁業



3. 第五種共同漁業

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
共 第 501号	草津市志那町地先(平湖、柳平湖)	草津市志那町地先にある平湖、柳平湖一円	第5種共同漁業権(こい、ふな、もろこその他雑魚漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	志那漁業協同組合	草津市志那町、志那中町、下寺町、下物町、下笠町	-
共 第 502号	近江八幡市牧町地先(北沢沼)	近江八幡市牧町地先にある通称北沢沼一円および同沼から琵琶湖に通ずる井堰までの水路	第5種共同漁業権(こい、ふな、もろこその他雑魚漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	近江八幡漁業協同組合	近江八幡市牧町	-
共 第 503号	米原市朝妻筑摩地先(蓮池)	米原市朝妻筑摩字横霞地先にある通称蓮池一円	第5種共同漁業権(こい、ふな、もろこその他雑魚漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	天野川漁業協同組合	米原市朝妻筑摩	-